

津田秀夫文庫文書目録7 河内国丹北郡松原村・別所村文書について

著者	中井 陽一
雑誌名	関西大学博物館紀要
巻	14
ページ	61-83
発行年	2008-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/2318

津田秀夫文庫文書目録7

河内国丹北郡松原村・別所村文書について

中井陽一

はじめに

津田秀夫文庫の文書目録の第七号として、河内国丹北郡松原村および別所村（現、大阪府松原市）の村方文書を取り上げる。今までに報告された目録および解説は、左記の通りである。

第一号 平野含翠堂・土橋文書^①

第二号 撰津国住吉郡桑津村文書^②

第三号 和漢書目録^③

第四号 松代藩真田家大坂御用場関係文書^④

第五号 幕末期の長崎会所文書^⑤

第六号 播磨国赤穂郡若狭野・浅野隼人家関係文書^⑥

津田秀夫文庫の概要および津田先生については、第一号に述べられている。村方文書を取り上げたのは、第二号の桑津村のみであるが、撰津・

河内・和泉については、左記の村々の文書がある。なお第四号で、松代藩関係文書を取り上げているが、今回と同じ別所村の中山家文書の一部であると思われる。

〔撰津〕 桑津村、喜連村

〔河内〕 別所村、松原村、植付村、六反村、出戸村、島泉村、石原村

〔和泉〕 貝塚村、池田下村、忠岡村、室堂村、湊村、中庄村

これら全てについて、すでに整理番号が付けられ、古文書室研究員の橋本猛氏によって目録が作成されている。その目録に内容を追加して、添付の目録とした。目録で同種の文書が離れている等のあることがあるが、整理番号順のままとしている。また、一部の文書を翻刻して紹介するとともに、若干の解説を加えた。解説にあたっては、筆者所有の大和国葛上郡御所町（現、奈良県御所市）の文書を参考にした。

一 松原村文書

1. 概要

江戸時代の松原村は、上田・新堂・岡の三カ村に分かれていたが、文書は全て上田に関するものである。上田は現在、近鉄南大阪線の河内松原駅付近にあたり、駅の北側の長尾街道で阿保と接し、駅の南側に上田

村絵図（写真1）に氏神と書かれている柴籬神社がある。新堂は駅の西側、岡は西南にそれぞれ位置する。『大阪府の地名』⁷¹によると、上田は、延宝検地では、高八二五石余・反別五一町七反余で、元禄十一年（一六九八）の家数一三九（うち無高四二）・人数六九五とある。また、同書には、「松原村は初め幕府領、宝永元年（一七〇四）武蔵川越藩秋元喬知領、のち秋元氏の転封に伴い出羽山形藩領・上野館林藩領（現、群馬県館林市）となり幕末にいたる」と記されている。

文書は、全部で六〇点で、借用証文が最も多く三一点あり、灌漑用の池に関するもの一〇点、万延元年の献金に関するもの五点等である。

2. 銀借用証文

借用証文を大別すると、田地・家屋敷を担保とした質入証文と無担保の預り証文がある。無担保の証文は九点であるが、村役人が借手となっているものが五点で、連名のものが二点である。

質入証文には、「質物ニ相渡申証文之事」と書かれているものと「質物ニ差入申証文之事」と書かれているものがある。これらの意味の違いを考える上で参考となる文書として、14-33と14-34がある。これらの翻刻を（史料1）（写真2）と（史料2）（写真3）に示す。これらは、債権者・債務者・日付が同じであるが、「相渡」と「差入」との用語を使い分けている。「相渡」の方は、田地だけであるが、「差入」の方は、屋敷と建物が含まれている。このことと用語の意味を考慮すると、「相渡」は、「田畑永代売買禁止令」の違反を偽装した譲渡であり、「差入」は、本当の質入であると考えられる。なお、これについては、この一例だけ



写真1 上田村絵図

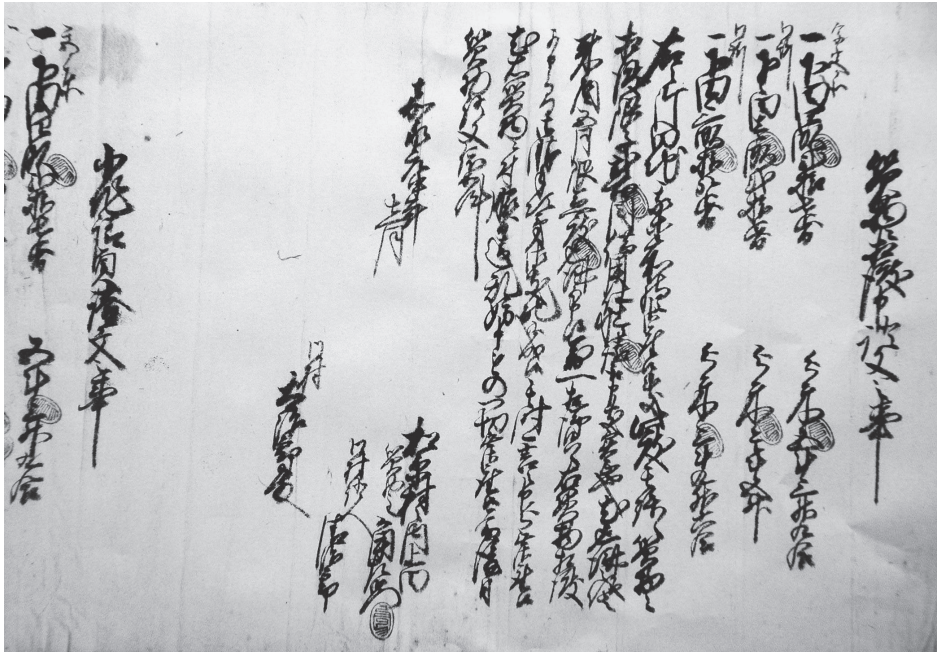


写真2 質物二相渡証文

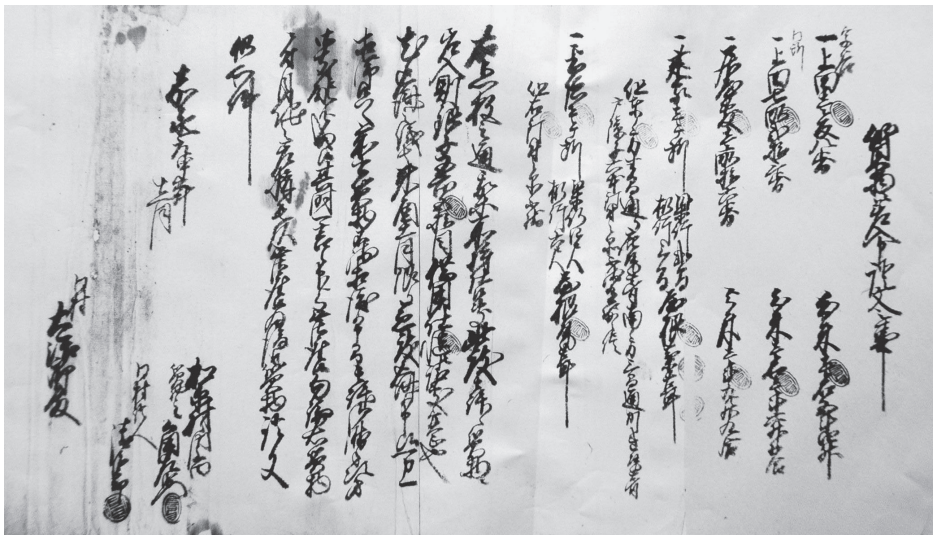


写真3 質物二差入証文

で云々することができず、更に検証する必要があると思う。

利足に関しては、一ヶ月に一分(一%)というものがほとんどである。また、小作料として、銀の額で書かれているものもあるが、これらも計算すると月一分になる。借入額が少ない場合には、一分七朱(一・七%)というのがある一方、借入額の多い34-14には、「閏月除老ヶ月六朱宛」という記述がある。閏月を除いているのは、借入期間が十年であり、年利を一定にするためであると考えられる。なお、この文書の日付は、文久元年(一八六一)であるが、借り主は、後述の別所村の天保九年(一八三八)の「加入銀証文之事」と姓名または姓が同じ五人である。別所村には、この年の加入銀の証文はないが、文久元年にも加入銀の借入が行われたものと考えられる。

目録の備考欄に、借入銀の額と土地の石高から一石当たりの銀高を計算したものを記入している。田畑のみのものが七件あり、一石当たり銀一二七目から銀二四九目のバラツキがあるが、平均は銀一六七目である。中田とすれば石盛が一石三斗で、一反当たり銀二二〇目となり、銀六〇目を約一〇万円とすれば、現在の貨幣価値で、坪当たり約一二〇〇円となる。屋敷を含むものが四件あり、銀三六六目から銀二二三六目と大きなバラツキがある。これは、建物の評価の違いによるものと考えられる。

3. 万延元年の献金

安政六年(一八五九)に焼失した江戸城本丸の復興のための献金に関する文書が五点ある。11-6、34-40、34-41は、万延元年(一八六〇)四月付で、各人の献金額を記載したもので、三点ともほぼ同じ内容であ

る。最高は、庄屋松川太次郎の二〇両で、全部で五三件、計金一一二両である。なお、11-6と34-41は、一両未満の名前が省略しており、四件である。34-41には、「三拾両 申五月上納、三拾両 酉五月上納、五拾貳両 戌五月上納」とあり、三年間の年賦であったことが分かる。

34-42は、献金を願ひ出た文書であり、翻刻を(史料3)に示す。これによって、この献金の趣旨が分かる。11-13は、持高に比して多額の献金をした者の報告であり、翻刻を(史料4)に示す。

御所町においても、同年の閏三月付で「上金願」と題したこの献金に関する文書が残っている。一一人が計六八三兩二分二朱の献金をしている。しかし、一〇〇両が二人、七五兩・七〇両が各一人で、四人で計三四五兩の献金をしており、これが約半分である。これを除いて考えると一人平均二兩強であり、上田とほぼ同じである。

4. 灌漑用の池

池に関する文書として、鯉の池…三点(11-88・16-17-1・34-27)、寺池…三点(11-50・34-33・34-44)、ひのか池(絵図)…一点(34-45)、下の池(新堂領)…一点(34-35)、池守に関するもの二点(34-24・34-25)がある。写真1に示す上田村絵図(34-46)には、寺池・鯉野池・松室池・日野加池・小治加池の五つの池が記載されている。これらの池の現状を調べると、松室池はなくなっているが、寺池・樋野ヶ池(文書は「ひのか池」、絵図は「日野加池」)は大字上田に、鯉野池(文書は「鯉の池」)は大字柴垣に、小治ヶ池(絵図は「小治加池」)は大字西大塚に現存している。また、文書にある下の池は、大字新堂に現存している。

これらの池は、近隣の村と共同で使用または管理が行われていたため、取り決める必要であったものと思われる。享和三年（一八〇三）の鯉の池に関する「為取替一札之事」の翻刻を（史料5）に示す。注目しなればならないのは、左記の記述である。

新堂領上田領共、御田地稲作仕附之年ハ、田毎作人一同申合稲作を一同二仕付、木綿作仕付之年茂、田毎作人一同二申合木綿作を一同二仕付候様

ここには、毎年、作人一同が、稲作か綿作に統一するようにと書かれている。稲作は水が必要であるが、綿作はあまり水を必要としないと考えられている。灌漑用水の有効利用を考えると、稲作と綿作を適当な割合で作付けるのが合理的であると思われるが、ここでは共同規制がみられる。このような申し合わせをした理由および実情がどうであったか等について、更に検討する必要がある。なお、御所町においては、各自が自由に稲作と綿作を選択していたようである。これは、年貢が全て銀納であったことによると考えている。

5. 五人組について

五人組の連帯保証のあり方が分かる文書として34-36があり、この翻刻を（史料6）に示す。この文書で五人組は、不如意となった人の家屋敷を引き当てることを引き受けている。また、11-61の「田地質入証文之事」の中に、「若切月二相滞候ハ、右質物の田地私共引請、銀子二而元利共返上納可仕候」という五人組の奥書がある。

五人組の連帯責任の実態については諸説があるが、これらの文書から、

債務者が破綻したときに、債務そのものを負担するのではなく、その五人組が債務処理をすることを約束していることが分かる。

御所町には、借金を残して家出した家出人の後処理に関する文書が残っている。それによると、家出人の属する五人組は、残された諸道具を売り払って、全ての債権者に対し、平等に一〇パーセント余りの配当をしている。この場合、諸道具の売却代金から、処理にかかった費用を控除しており、五人組は金銭の負担をしていない。これらの文書は、五人組の性格を明らかにするものとして興味がある。

6. その他

弘化二年（一八四五）から明治元年（一八六八）までの上田分組勘定（34-51）が、二十四年分揃っている。その他、上田内にある種の詳細・村民の丈六村に対する借財の処理・行倒人のこと等の文書がある。

二 別所村文書

1. 概要

別所村は、後述の村明細帳によると、高五拾九石壹斗九升四合・四拾四町三反五畝四合である。別所は、近鉄南大阪線の河内松原駅と恵我ノ荘駅の間の北方で、松原市の北端であり、大和川の南側を平行して流れている東除川に接している。

文書は、別所村の庄屋で、かつ八上郡（現、堺市）の大庄屋を務めた中山家に関するものである。全部で三十三点あるが、金融関係のもの

十ヶ年賦償還、明治元年より五年までの藩債には新公債証書を交付し、四分利付、三ヶ年据置、二十五ヶ年限り償還（以下略）

中山家の文書が作成されたのは、右の条例公布の一年前であり、条令作成のための下調べとしての提出によるものではないかと考えられる。貸付金は旧館林藩が最も多く、金三万両弱である。

4. 加入銀

天保九年（一八三八）に作成された加入銀に関する文書が十二点ある。内容は全てほとんど同じで、「御献御用達銀六百目の内××目」とある。二点は中山善右衛門宛で、作成者は四名であるが、他のものは、作成者が中山善右衛門を含む五名である。35―9の翻刻を〔史料7〕に示す。これには「利足七朱半」と記載されているが、他のものには利息の記載がない。この中山善右衛門宛のものの額は、他のものに比べ非常に大きい。これらは、館林藩に対する貸付金であると考えられるが、次節のように、他の人の貸付金も中山家が肩代わりしている。これが前節で述べた高額な残高になったものと思われる。

5. その他

前述の加入銀の譲渡およびその他の債権の譲渡の文書が計七点あり、六点は中山善右衛門宛である。いずれも領主すなわち館林藩に対する債権で、その内の一点の翻刻を〔史料8〕に示す。紙面の関係で翻刻も解説も割愛したが、32―28は、明治二年（一八六九）に定められた別所村の取り決めである。また、32―24は、第四号に取り上げられた松代藩関

係の文書である。その他、前々節で述べたもの以外に、明治六年に作成された旧藩に対する債権関係文書等が含まれている。

おわりに

津田秀夫文庫の松原村と別所村の目録を作成し、その一部の翻刻をするとともに、若干の解説を行った。津田秀夫文庫の古文書の点数は膨大であり、また、多岐にわたっているが、ここで取り上げたのはほんの一部である。解説も不十分で、問題提起に終わっているところが多いことをお許し願いたい。この文庫に接することができ、これは宝の山であると思った。今後、多くの方々にご活用願えればと思う。

参考文献

- (1) 藪田貫「平野含翠堂・土橋文書」『関西大学博物館紀要』第九号 二〇〇三
- (2) 石本倫子・藪田貫「撰津国住吉郡桑津村文書」『関西大学博物館紀要』第十号 二〇〇四
- (3) 松本望・藪田貫「和漢書目録」『関西大学博物館紀要』第十一号 二〇〇五
- (4) 藤尾隆志・藪田貫「松代藩真田家大坂御用場関係文書」『関西大学博物館紀要』第十二号 二〇〇六
- (5) 吉川潤「幕末期の長崎会所文書」『関西大学東西学術研究所紀要』第四十輯 二〇〇七

- (6) 荒武賢一朗「播磨国赤穂郡若狭野・浅野隼人家関係文書」『関西大学博物館紀要』第十三号 二〇〇七 一頁
- (7) 『大阪府の地名』日本歴史地名大系二八 平凡社 二〇〇一 一〇九
- (8) 『松原市史 一九七八』第三卷 史料編1 六五二頁
- (9) 『地方凡例録』大石久啓 原著(一七六九)、大石愼三郎 校訂 近藤出版 一九七九 上卷 二九頁
- (10) 『国史大辞典』吉川弘文館 一九七九 第八卷 八九四頁

翻刻史料

〔史料1〕 14―33

質物ニ相渡申証文之事

字宮東

一下田四畝貳拾七分 分米五斗三升九合

同断

一下田壹畝貳拾分 分米壹斗五升

同断

一下田三畝拾八分 分米三斗九升六合

右之御田地我等所持致御座候処、此度其許へ質物ニ相渡、銀子貳百目借用仕、慥ニ請取申処実正也、尤返濟之儀ハ来酉五月限、急度返濟可

申候、万一相滞候ハ、右質物相渡可申間、御勝手次第御支配被成候、其時一言之申分無御座候、尤右質物ニ付、脇ヨリ違乱妨申もの一切無御座候、為後日質物証文仍如件

嘉永元年申年十二月 松原村之内上田

質物主 角左衛門

同村証人 清治郎

同村 太次郎殿

小作請負証文之事

宮東

一下田四畝貳拾七分 五斗三升九合(以下欠落)

〔史料2〕 14―34

質物ニ差入申証文之事

字谷

一上田壹反八分 分米壹石五斗四升

同断

一上田七畝貳拾三分 分米壹石壹斗六升貳合

一居屋敷壹畝拾六分 分米三斗九升九合

一建家壹ヶ所 梁行貳間 屋根藁葺

桁行三間

但東方半間通り庇瓦葺、南方三間通町かしき瓦葺 戸障子六本、釘打之品不残有姿之俣

一雪隠沓ヶ所

梁行四尺

桁行六尺

但右釘打之品不残

右点数之通我等所持仕候処、此度其許へ質物ニ差入、則銀子五百五拾目借用仕、慥ニ請取申処実正也、尤返済之儀ハ来西十一月限、急度返済可申候、万一相滞候ハハ、前書質物不残相渡可申間、其許御勝手次第御支配被成候、其時一言之申分無御座候。勿論右質物ニ付、自他之差構毛頭無御座候、為後日質物証文仍如件

嘉永元申年十二月

松原村之内上田

質物主 角左衛門

同村証人 清治郎

同村 太次郎殿

小作請負証文之事

字谷

一上田沓反八分

分米沓石五斗四升

同断

一上田七沓畝貳拾三分

分米沓石沓斗六升貳合

一居屋敷沓畝拾六分

分米三斗九升九合

一建家沓ヶ所

梁行貳間 屋根藁葺

桁行三間

一雪隠沓ヶ所

梁行四尺

桁行六尺

右ハ我等所持仕候処、此度別紙証文を以其許へ質物ニ相渡銀子五百五拾目借用仕処実正也、然ル処我等勝手ニ付、小作仕度段対談候処、其許御承知被下直小作仕候、然上ハ作中御年貢諸役等我方ヨリ相勤、外ニ作徳家賃銀として、沓ヶ月五匁五厘宛豊込之無差別来西十一月限急度相済可申候、万一相滞候義御座候ハ、小作請負人ヨリ急度相弁可申候、為後日小作請負証文仍如件

嘉永元申年十二月

松原村之内上田

質物主 角左衛門

同村証人 清治郎

同村 太次郎殿

〔史料3〕 34—42

乍恐以書付奉願上候

丹北郡松原村之内上田

百姓 忠兵衛

一御本丸御炎上ニ付、諸家様ヨリ御上納金有之、就而ハ、

御殿様ニ茂三千兩御上納ニ御座候間、近年御改革中之儀ニ付、右御上納金御領分中江御手伝之儀御沙汰之趣村方御役人中ヨリ、奉承知候

処、

御初入以來御代々奉蒙 御高恩候儀ニ付、当時ケ成ニ暮居候ハ、相

応之御調達茂仕度所存ニハ御座候得共、今以身薄もの故、不及心底

併此度旧来奉蒙 御高恩候為冥加金六兩二分

御殿様御手許江献金仕度奉願上候、誠ニ聊ニ御座候得共、被為遊

繰合上納金聞濟被為成下候ハ、兼而之志願相叶、重々難有仕合ニ奉存候、以上

右之通乍御苦勞御願上被 成下度奉願上候以上

万延元庚申年四月

右 忠兵衛

組 四兵衛

安右衛門

庄屋 松川吉次郎殿

右之通奉願上度段申出候ニ付、加印仕差上申候、以上

年寄 武左衛門(他一名)

庄屋 松川太次郎

吉村七右衛門殿

志村七郎兵衛殿

〔史料4〕 11―13

乍憚口上

松原村之内上田 角右衛門

右之者平日心得方宣第一農業出精仕、御年貢米拵等之節茂、念入家事俟ニ相暮、当村所持高六石余ニ御座候而、其余三反程小作仕、専百姓入情仕候、然ル処五ヶ年以前辰年、御調達加入之儀申諭候処、早速壹貫目出銀仕候ニ付、加入いたし置申候、然ル処此度献金之儀、村役人共より申添候処、右角右衛門神妙成申口、我等母妻子ニ到迄安穩ニ相暮候儀ハ全御殿様奉蒙 御大恩百姓相続仕候儀、難有御事ニ候、依之御報御聊ニ候得共、金三両式步献金仕度段申出候、身分六石余所持高

小作仕度候ものニハ、格別出精奉存候、外百姓并ニ見競候得ハ目立候ニ付、右等之心得宣儀ハ、村中之鏡ニ茂相成可申事ニ奉存候ニ付、此段御手拜奉申上候間御聞置可被成下候様願上候、以上

万延元庚申年四月

右村庄屋

松川太次郎

吉村七右衛門殿

吉村七郎兵衛

〔史料5〕 16―17―1

為取替一札之事

一松原村上田領内ニ有之候、字鯉の池用水備水溜候節、新堂領御田地江差支相成候ニ付、今度西大塚村伊右衛門取嚙を以、双方得心之上和濟相調候訳左之通

一右鯉の池用水溜候ニ付、今度右之池西堤ニ有之候建樋付之伏樋之南之方ニ分量石双方村役人并地主取嚙人立会伏置候間向後池之側廻り之新堂領上田領共御田地稲作仕附之年ハ田毎作人一同申合稲作を一同ニ仕附木綿作仕付之年茂田毎作人一同ニ申合木綿作を一同ニ仕付候様ニ双方村役人より可申付候、尤作人違背為致間敷候
一稲作仕附之年ハ、分量名上端限ニ水満可申事
一木綿作仕附之年ハ、分量名切迄之所沼ニ水溜可申事
一年々夏至廿日以前迄ハ、冬作之差支ニ不相成候様、水満可申事
一夏至廿日前過候得共、稲作歟木綿作歟其年之毛附ものニ応、分量石之通水溜可申事

右之通双方得心之上相濟申候、依之後日為無違亂、双方庄屋年寄百姓代并地主取噯人連判、証文為取替置候仍而如件

享和三亥年十二月

松原村新堂 庄屋 作右衛門 (他一名)

年寄 重郎兵衛 (他一名)

百姓代 元右衛門 (他二名)

作人 久右衛門 (他一名)

松原村上田 庄屋 市兵衛 (他一名)

年寄 義兵衛 (他一名)

百姓代 万右衛門 (他一名)

作人 治右衛門 (他一名)

西大塚村 取噯人 伊左衛門

〔史料6〕 34—36

一札

一我々組内又兵衛義不如意二付、此度諸道具充払候付、村借用并二連判等八家屋敷引当ニ取置、我々共江引請申候処実正也、然ル上八濟口之節我々共ヨリ急度相立可申候、其為引請証文以如件
天明八申年十二月 松原村上田 又兵衛五人組

与惣兵衛

七兵衛

小兵衛

さよ

村役人中

〔史料7〕 35—9

加入銀証文之事

一合銀百五拾貫目也

右ハ、御献金御用達銀六百貫目之内、為加入慥ニ請取、上納申所実正也。然ル上ハ、来亥年暮ヨリ来卯年暮迄、五ヶ年割合、御利足相加へ、

元利共急度相渡可申候、為後証仍而如件

天保九戌年八月

日置新十郎

吉村麟之助

日置五郎右衛門

吉村七右衛門

中山善右衛門殿

〔史料8〕 35—19

一札

一此度、其元ニ而借用銀返済之内、以相对

御領主様御見込銀八百四拾目、三拾目ツ、廿八年分、御差続被下候

処、実正也、然ル上ハ、毎年三拾目ツ、御下ケ有之次第、其元江御

引取可被下候、御受印形之義ハ、我等毎年無異儀可仕候、右二付自

他之差構等、決而無御座候、為後証如件

文政十一年子八月日

南花田村

中山善右衛門殿

幸右衛門

証人 治兵衛

同断 平三郎

前書之通致承知候我等ヨリ毎暮相渡可申候、以上

同村庄屋 利兵衛

河内国丹北郡松原村関係文書目録

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
1	11-2	宝永2酉	樋数帳 松原村之内上田	松原村庄屋	堤御奉行所様江 差上候控	縦帳	1	虫破損あり 樋数合67ヶ所
2	11-3	文久3亥.9	約定書之事(村貸銀返済之事)	丈六村重百姓 彦兵衛(他5名)	松川太次郎殿	縦帳	1	下記「約定書」共1冊
	同上	文久3亥.9	約定書	松原村之内上田 暖人 庄屋 松川太次郎	丈六村 御役人中 并 重役人中	縦帳		11-55と同じ
3	11-6	万延元.庚申4	献金名前覚	丹北郡松原村上田 庄屋 松川太次郎 年寄 九右衛門、武右衛門	(宛名なし)	縦帳	1	34-40 および 34-41 と同じ内容
4	11-13	万延元.庚申4	乍禪口上 松原村之内上田 角右衛門 (三両貳分献金仕)	松原村 庄屋 松川太次郎	吉村七右衛門殿 吉村七郎兵衛殿	縦帳	1	[史料4]
5	11-23	文化11戌.2.27	乍恐以書付御届奉申候 松原村之内上田 (……寺池北堤……二年五拾才余老人と相見候男行倒居候旨……)	年寄 市郎右衛門 庄屋 市兵衛	大野清右衛門様 外丸利兵衛様 上野清兵衛様 原田周吾様 藤江瀧右衛門様	縦帳	1	
6	11-50	天明元辛丑.5	一札(松原村上田領字寺池為取替) (末尾に「寛政十一己未三月庄屋 市兵衛写之置申候」と記載)	河内丹北郡松原村之内上田 庄屋 八郎右衛門 年寄 弥十郎 (他2名) 同国同郡西阿保村 庄屋 長兵衛 年寄 彦平 (他1名) 同国同郡東阿保村 庄屋 七兵衛 年寄 為八 (他1名) 同国同郡田井城村 庄屋 庄兵衛 年寄 直次郎 (他1名)	(宛名なし)	一紙	1	虫破損あり 34-33 と同文 但し、34-33には印あり
7	11-55	文久3亥.9	約定書(村貸銀返済之事)	暖人 松原村 庄屋 松川大治郎	丈六村 御役人中 并重百姓中	一紙	1	11-3と同じ

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
8	11-61	寛政7卯.12	田地質入証文之事	丹北郡松原村上田 質主 重郎兵衛 同 四兵衛 同 平助	(宛名なし)	一紙	1	虫破損あり 借用銀：3貫986匁42 田計：27.712石 143.8匁/石、利足：月9朱
	同	12月	(前書之通相違無御座候)	同村重郎兵衛五人組 佐右衛門 四兵衛五人組 文治郎 兵助五人組 徳兵衛 年寄 与兵衛 (他1名) 庄屋 市兵衛	長曾根村 初蔵 御役所掛り 村役人中	一紙		上記共1枚 重郎兵衛分 12筆 四兵衛分 3筆 兵助分 4筆
9	11-88	年月日なし	乍恐口上 松原村之内上田 (鯉之池新溝願取止メ之事)	吉右衛門、与兵衛 (他3名)	(宛名なし)	一紙	1	願は34-27 (文化2年11月7日)
10	14-33	嘉永元申.12	質物ニ相渡申証文之事	松原村之内上田 質物主 角左衛門 同村証人 清治郎	同村 太治郎殿	一紙	1	借用銀：200目 [史料1] 田計：1.085石 184匁/石
	同上	(欠落)	小作請負証文之事	(欠落)	(欠落)	一紙		上記共1枚、下部欠落
11	14-34	嘉永元申.12	質物ニ差入申証文之事	松原村之内上田 質物主 角左衛門 同村証人 清治郎	同村 太治郎殿	一紙	1	貼付はずれ [史料2] 借用銀：550目 屋敷・田計：3.104石
12	14-35	嘉永元申.12	小作請負証文之事	松原村之内上田 小作人 角左衛門 同村証人 清治郎	同村 太治郎殿	一紙	1	貼付はずれ 上記と同じ屋敷・田 小作料・家賃：月5.5匁
13	14-36-1	嘉永3戊.9	質物ニ相渡申証文之事	松原村之内上田 質物主 茂兵衛 同村証人 加祿	同村 太治郎殿	一紙	1	貼付はずれ 借用銀：500目 屋敷・田計：0.989石
14	14-36-2	嘉永3戊.9	小作家賃銀証文之事	松原村之内上田 小作人 茂兵衛 小作請負人 加祿	同村 太治郎殿	一紙		貼付はずれ 上記共1枚

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
15	16-17-1	享和3亥.12	為取替一札之事 (松原村上田領内ニ有之候字鯉之 池用水備水溜候節)	松原村新堂 庄屋 作右衛門 (他1名) 年寄 重郎兵衛 (他1名) 百姓代 喜平次 (他2名) 作人 久右衛門 (他1名) 松原村上田 庄屋 市兵衛 (他1名) 年寄 義兵衛 (他1名) 百姓代 万右衛門(他2名) 作人 治右衛門 (他1名) 西大塚村 取暖人 伊左衛門	(宛名なし)	一紙	1	[史料5]
16	16-17-2	寛政2戌.3	預り申銀子之事 (御上納銀不足ニ付)	松原村上田 百姓代 吉右衛門 (他1名) 年寄 茂兵衛 他2名 兼帯庄屋 長兵衛	市兵衛殿	一紙	1	虫破損あり 借用銀：1貫375匁 (利足数値記載なし)
17	26-42	寛政3亥.9	(質物ニ相渡証文)	質物主 上田 太郎兵衛 請負人同村 甚助 請人同村 嘉左衛門(他3名) (奥印)松原村上田庄屋 市兵衛	(宛名欠落)	一紙	1	前部欠落 借用銀：320目 田計：2.498石 128.1匁/石
	同上	寛政3亥.9	一札之事	同村小作人 太郎兵衛	(宛名なし)	一紙		小作料：年60目(月1.88%)
	同上	寛政3亥.9	小作証文之事	小作請負人 甚助	上田村 九兵衛殿	一紙		上記2点とも1枚
18	34-1	天保11子.正月	預り申銀子之事 (今度要用ニ付)	松原村之内上田 銀預り主 源兵衛 (他7名)	同村 太治郎殿	一紙	1	虫破損あり 借用銀：700目、利足：月1分
19	34-2	寛政5丑.12	預り申銀子之事 (我々中儘ニ請取預り申処)	松原村上田 市兵衛 (他6名)	紺屋 市左衛門殿	一紙	1	虫破損あり 借用銀：2貫目、利足：月1分
20	34-3	寛政4子.3.26	預り申銀子之事 (村方要用之儀ニ付)	松原村上田 銀預り主 庄屋 市兵衛 年寄 茂兵衛(他1名)	岡村 伊左衛門殿	一紙	1	虫破損あり 借用銀：2貫500目 (利足数値記載なし)
21	34-4	嘉永3戌.12	預り申銀子之事 (端裏書 上田茂兵衛)	松原村之内上田 銀預り主 茂兵衛 (他1名)	松原村之内岡 正田儀左衛門	一紙	1	借用銀：104匁6分6厘 利足：月1分
22	34-5	嘉永4亥.12	預り申銀子之事 (端裏書 亥年 利平)	松原村之内上田 銀預り主 利平	同村 太治郎殿	一紙	1	貼付はずれ 借用銀：250匁、利足：月1分
23	34-6	寛政元酉.12	預り申銀子之事 (端裏書 五郎左衛門)	預り主 上田 五郎左衛門(他2名)	同村 市兵衛殿	一紙	1	借用銀：61匁6分 (利足数値記載なし)
24	34-7	弘化3年.12	預り申銀子之事	松原村之内上田 銀預り主 茂兵衛	同村 太治郎殿	一紙	1	借用銀：300目 利足：月1分

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
25	34-8	寛政7卯.5	預り申銀子之事 (上納銀ニ差詰り)	河州丹北郡 松原村ノ内上田 預り主 百姓代 兵助 (他3名) 同年寄 与平治 (他1名) 同庄屋 市兵衛	(宛名欠落)	一紙	1	虫破損あり 借用銀：2貫目 (利足数値記載なし)
26	34-9	嘉永3戌.12	質物江相渡申証文之事	松原村之内上田 質物主 せき 代印 儀兵衛 同村請負人 安右衛門 同村同断 角左衛門	同村 太治郎殿	一紙	1	借用銀：637匁 屋敷：0.347石 1850匁/石 利足：月1分
27	34-10	弘化4未.11	質物江相渡申証文之事	松原村之内上田 質物主 助治郎 同村請負人 儀右衛門 奥印 右村年寄 九右衛門	同村 太治郎殿	一紙	1	借用銀：400目 屋敷：0.172石 2326目/石 (利足数値記載なし)
28	34-11	天保12丑.11	質物江相渡申建家之事	松原村之内上田 質物主 磯右衛門	(宛名欠落)	一紙	1	借用銀192匁 建家のみ、利足：月1分
29	34-12	弘化5申.正月	質物相渡申証文之事	松原村之内上田 質物主 茂兵衛 同村証人 安右衛門	同村 太治郎殿	一紙	1	貼付はずれ 借用銀：400目 田：1.605石、249.2目/石
	同上	弘化5申.正月	小作請負証文之事	松原村之内上田 小作人 茂兵衛 同村証人 安右衛門	同村 太治郎殿	一紙		上記共1枚 小作料：月4匁(1%)
30	34-13	嘉永3戌.12	質物相渡申証文之事	松原村之内上田 質物主 利平 同村証人 金右衛門	同村 太治郎殿	一紙	1	借用銀：350目 屋敷・田計：2.152石
	同上	嘉永3戌.12	小作請負証文之事	松原村之内上田 小作人 利平 同村証人 金右衛門	同村 太治郎殿	一紙		上記共1枚 小作料：月3匁5分(1%)
31	34-14	嘉永元申.12	質物ニ相渡申証文之事	松原村之内上田 質物主 徳次郎 同村証人 仁兵衛	同村 伊右衛門殿	一紙	1	貼付はずれ 借用銀：500目 田計：2.893石、172.8目/石
	同上	嘉永元申.12	小作請負証文之事	松原村之内上田 小作人 徳次郎 同村証人 仁兵衛	村 伊右衛門殿	一紙		上記共1枚 小作料：月5匁(1%)
32	34-15	文化2丑.3	借用申銀子之事	松原村上田 銀借用主 百姓代 惣左衛門(他1名) 年寄 市右衛門 (他1名) 庄屋 与平治 (他1名)	(宛名欠落)	一紙	1	全体を×で消す 借用銀：3貫目 利足：月1分

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
33	34-16	文久元辛酉.12	御借入銀証文之事	日置大八郎 吉村七郎兵衛 中山善右衛門 日置孫左衛門 吉村七右衛門	松原村之内上田 松川太治郎殿	一紙	1	虫破損あり 借用銀：2貫500目 利足：閏年除き月6朱 期間：10年
34	34-17	寅11月	差入申御田地質物証文之事	上田村 質主 新治郎 同村証人 武兵衛 (奥印) 右村庄屋 太治郎		一紙	1	虫破損あり 借用銀：200目 田計：1.077石、185目/石
	同上	安政元寅.12	(小作証文)	上田村 小作人 新治郎 同村証人 武兵衛	松原村岡 仁左衛門殿	一紙		上記共1枚 小作料：月1匁2分
35	34-18	安政6未.2	質物二相渡申証文之事	松原村之内上田 質物主 磯七 質物主 磯七 同村請負人 角左衛門	同村 新右衛門殿	一紙	1	借用銀：250目 田計：1.969石、127目/石 米代銀：月2匁5分
36	34-19	寛政7卯.3	質物ニ差入申御田地之事	質物主 松原村上田 万右衛門 請負人 同村与平治 (奥印) 松原村之内上田 庄屋 市兵衛	松原村岡 儀左衛門殿	一紙	1	貼付はずれ 借用銀：589匁7分 田計：2.6石 226.8匁/石
	同上	寛政7卯.3	小作証文之事	同村 小作人 万右衛門 請負人 同村与平治	松原村岡 儀左衛門殿	一紙		作徳銀：年120匁 (月1.7%)
	同上	寛政7卯.3	小作請証文之事	同村 小作人 万右衛門 小作請負人 同村与平治	松原村岡 儀左衛門殿	一紙		上記2文書共1枚
37	34-20	寛政4子.12	質物ニ差入申家屋敷之事 (端裏書 伊平治)	松原村上田 借主 伊平治 同村 證人 三右衛門	同村 市兵衛殿	一紙	1	虫破損あり 借用銀：125匁 屋敷計：0.316石 366匁/石、利足：1分2朱
38	34-21	寛政元酉.12.10	家質証文之事	河州丹北郡 松原村 上田 質主 吉兵衛	太子堂村 藤兵衛殿	一紙	1	借用銀：300目 屋敷：0.394石 761目/石
	同上	寛政元酉.12.10	(請負証文)	(請負人奥印) 同村兼帯庄屋 西阿保村 長兵衛 同村年寄 与兵衛(他3名)	太子堂村 藤兵衛殿	一紙		上記共1枚 利足：月1分
39	34-22	寛政5丑.11	借申連判証文之事	上田借主 萬右衛門、源六 仁右衛門	市兵衛殿	一紙	1	借用銀：480目 利足：年60匁(月1%)

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
40	34-23	寛政2戊.6	質物ニ差入申家屋敷之事	質物主 さわ 証人 三右衛門	(宛名欠落)	一紙	1	借用銀：130匁 屋敷：0.264石 492.4匁/石 (利足数値記載なし)
41	34-24	文化2丑.10	譲り置一札之事 (家屋敷・田地・道具不残、悴へ)	親 松原村上田 助治郎	(宛名なし)	一紙	1	
42	34-25	享和3亥.7	一札之事(池守役之事) (端裏書 五郎右衛門一札)	同村 五郎右衛門 同村 挨拶人 万右衛門 (他6名)	村衆中様	一紙	1	34-26と同文 印なし
43	34-26	享和3亥.7	一札之事(池守役之事) (端裏書 此一札ハ池汁入申候 一札写置申候 五郎右衛門)	同村 五郎右衛門 同村 挨拶人 万右衛門 (他6名)	村衆中様	一紙	1	34-25と同文 印あり
44	34-27	文化2丑.11.7	乍恐以書付御願奉申上候 松原村上田 (端裏書 鯉の池新溝願写)	与平治 (他10名)	御役人様	一紙	1	関連：34-30 11-88で願取り下げ
45	34-28	文政6未.6.24	一札(ほのか池用水残水売払ニ付 御詫申上候事)	上田 甚兵衛 重兵衛 取暖人 同村 重郎兵衛	御役人中	一紙	1	虫破損あり
46	34-30	文化4卯.6.2	乍恐口上 松原村上田 (溜池鯉之池水引新溝願上候事) (端裏書 済)	年寄 吉右衛門 (他2名) 庄屋 与兵衛 (他1名)	小野沢左五兵衛様 大野清右衛門様 上野清兵衛様	一紙	1	
47	34-33	天明元辛丑.5	一札(寺池ハ往古ヨリ両阿保村田井 城村用水溜池有之候処右池北堤 かさ置いたし水浚候得ハ上田方御 田地江差支ニ付) (裏端書 天明元丑5月 松原村 上田領字寺池為取替一札之事 松原村上田両阿保村田井城村)	河州丹北郡松原村之内上田 庄屋 八郎右衛門 年寄 弥十郎 (他2名) 同国同郡西阿保村 庄屋 長兵衛 年寄 彦平 (他1名) 同国同郡東阿保村 庄屋 七兵衛 年寄 為八 (他1名) 同国同郡田井城村 庄屋 庄兵衛 年寄 直次郎 (他1名)	(宛名なし)	一紙	1	貼付はずれ 包紙 11-50と同文
48	34-34	文政13寅.2	一札(樹木持帰不埒之趣ニ付 御詫證文之事)	新堂 吉右衛門 名村 年寄 八兵衛 (他2名) 庄屋 助市郎 立部村 老分庄屋 又治郎	松原村之内上田 御役人中	一紙	1	

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
49	34-35	文化2丑.9	為取替證文之事 (松原村之内新堂領字下の池之内 ニ土砂留メ堤出来候ニ付同村之 内上田ヨリ田畑差支ニ相成候ニ付)	松原村之内新堂 庄屋 作右衛門 (他6名) 松原村之内上田 庄屋 市兵衛 (他6名) 西大塚村 庄屋 伊左衛門	(宛名なし)	一紙	1	虫破損あり
50	34-36	天明8申.12	一札 (又兵衛不如意ニ付村 借用并連判等者家屋敷引 取置我々共引請申候)	松原村上田 又兵衛五人組 与惣兵衛、七兵衛、小兵衛、さよ	村役人中	一紙	1	
51	34-37	明和3戌.11	乍恐以書付御断奉申上候 (海道筋繕ひ普請仕度候) (端裏書 表書之通御改奉申上候所 此書付留置候)	同村(阿保村) 年寄 甚兵衛 (他1名) 松原村上田 庄屋 作左衛門	坂東善助様 松宮又右衛門様	一紙	1	
52	34-40	万延元申.4	献金名前書上帳 丹北郡松原村上田	右村庄屋 松川太治郎 年寄 九右衛門 武右衛門	(宛名なし)	縦帳	1	11-6・34-41と同内容
53	34-41	万延元庚申.4	覚 丹北郡松原村之内上田	右村庄屋 松川太治郎 年寄 九右衛門 武右衛門	(宛名なし)	縦帳	1	シミ汚れ 11-6・34-40と同内容
54	34-42	万延元庚申.4	乍恐以書付奉願上候 丹北郡松原村上田 百姓 忠兵衛	右 忠兵衛 組 四兵衛 安右衛門	庄屋 松川太治郎殿	縦帳	1	虫破損あり [史料3]
			(右之通奉願上度段申出候 ニ付加印仕差上申候)	年寄 九右衛門 武右衛門 庄屋 松川太治郎	吉村七右衛門 吉村七郎兵衛	縦帳		虫破損あり 上記共1冊
55	34-43	寛政12申.3	乍恐以書付御願 (市兵衛江以前之通庄屋役 被為仰付候様願上候)	松原村上田 百姓惣代 武兵衛 同 乙市、同 種右衛門、 同 孫四郎	三郡 大庄屋衆中様	一紙	1	

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
56	34-44	享保7壬寅.6.21	(書き出し部欠落) (田井城村阿保村水論裁許之事)	豊前 肥後	河州丹北郡田井城村 庄屋年寄惣百姓 同郡阿保村 庄屋年寄惣百姓 同郡松原村 池守	一紙	1	貼付はずれ
	同上	(享保7).寅6.21	(水論裁許ニ付絵図裏書文言 下置者也)	豊前 肥後	河州丹北郡松原村 池守	一紙		
	同上	安永2巳.10.	(右裁許写本紙共奉差上候外 相違御座無候)	松原村庄屋 八郎右衛門	柴田平内様 河内市太夫様 佐藤順右衛門様	一紙		
57	34-45	(年月日なし)	絵図(ひのか池用水道字受地 悪水落込場所)(彩色なし)	(作成者不詳)	(宛名なし)		1	39.7cm×27.2cm
58	34-46	(年月日なし)	上田村絵図 (彩色あり)	(作成者不詳)	(宛名なし)		1	貼付はずれ 54cm×39.5cm
59	34-47	寛政7卯.10	乍恐以書付御願申上候 (宿坊病氣ニ付退寺御免願)	松原村上田 善法寺宿坊 達空 庄屋 年寄	黒川 戸木 野村 鈴木	一紙	1	
60	34-51	弘化2巳	(松原村上田分組勘定) (高八百貳拾貳石貳斗六升七合)	(作成者不詳)	(宛名なし)	横帳	24	
	同上	弘化3午						
	同上	弘化4未						
	同上	嘉永元申						
	同上	嘉永2酉						
	同上	嘉永3戌						
	同上	嘉永4亥						
	同上	嘉永5子						
	同上	嘉永6丑						
	同上	安政元寅						
	同上	安政2卯.11						
	同上	安政3辰.11						
	同上	安政4巳						
同上	安政5午.11							

通番	整理番号	年 月 日	文 書 名	作成者・差出人	宛 名	形 態	員 数	備 考
60 続	34-51	安政6未.11						
	同上	万延元申						
	同上	万延2酉						
	同上	文久2戊						
	同上	文久3亥						
	同上	元治元子						
	同上	慶応元丑						
	同上	慶応2寅						
	同上	慶応3卯						
同上	明治元辰							

河内国丹北郡別所村関係文書目録

通番	整理番号	年 月 日	文 書 名	作成者・差出人	宛 名	形 態	員 数	備 考
1	31-37	明治8.9.25 明治8.9.15	田地屋敷書入証書之事 (前書之通無相違致承知候也)	和泉国第三区三小区 中庄村 書入人 平松角次郎 受人 里井良平 四小区惣番組 戸長 喜多久下 副戸長 角谷栄時 (他2名)	大塚三良平殿 河盛仁平殿	一紙	1	借入金：900円 利足：月1分 担保：田・屋敷 (地価計1148.89円) 印紙90銭貼付
2	32-3	明治5壬申.7.18	御調達勘定書 控 旧延岡藩・旧村上藩・旧高槻藩・ 旧古河藩・旧土浦藩・旧沼田藩・ 津守家・旧伯太藩・鶴舞藩・ 旧高德藩・東本願寺・旧淀藩・ 旧松代藩・旧上田藩・旧館林藩	河内国19区丹北郡 別所村 中山 善治	大蔵省 御出張所	縦帳	1	天保以降の各藩等への 貸付金明細 表紙とも54丁
3	32-4	明治16.11	御届書(新公債・旧公債所有ニ付)	河内国19区丹北郡 別所村三番地 中山 善治	大坂府知事 建野郷三殿	縦帳	1	罫紙2枚とじ
4	32-7	宝永2.酉5	河州北郡別所村明細帳	別所村 庄屋 善右衛門、 年寄 平右衛門 (他3名) (その他54名連印)	萩原郷右衛門様 土橋藤太夫様 山本治郎左衛門様	縦帳	1	虫破損あり、 高：553.687石、家数：83 人数：474
5	32-27	寛政5丑.正月	乍禪口上(御年貢御廻米渡世逼迫 ニ付年賦金借用)	大和川筋剣先船問屋 和泉屋庄七	別所村 御役人衆中	一紙	1	虫破損あり、貼付はずれ

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
6	32-28	明治2巳.4	約定書之事(別所村小入用勘定筋・助郷人足賃・銀高割・助郷掛り割合勘定・先納銀借入其他六件に付)	別所村 百姓代 吉右衛門(他2名) 年寄格 勘三郎(他1名) 年寄 丈助(他2名) 庄屋 中山定右衛門 同 中山善右衛門 噺人 上田村 庄屋 松川吉次郎 野遠村 庄屋 織田四郎兵衛	(宛名なし)	一紙	1	虫破損あり、貼付はずれ包紙あり
7	32-29	享保20卯.10.13	受取申上納銀之事	平野屋五兵衛、 鴻池屋善右衛門	河州丹北郡 別所村 庄屋 年寄 中	一紙	1	虫破損あり、御普請御入用銀93.77匁
8	33-25-1	明治6.10.17	一札(旧諸藩江出金分新金引替二付)	河州別所村 中山善□ (下部欠落)	井上治郎兵衛殿	一紙	1	虫破損あり
9	33-25-2	明治6.10.17	覚(館林 他 内訳)	(作成者不詳)	(宛名なし)	横帳	1	
10	33-25-3	明治6.10.17	覚(館林 他 内訳)	(作成者不詳)	(宛名なし)	横帳	1	
11	33-25-4	明治6.10.17	覚(館林 他 内訳)	(作成者不詳)	(宛名なし)	横帳	1	
12	33-25-5	明治6.10.17	覚(館林 他 内訳)	(作成者不詳)	(宛名なし)	横帳	1	
13	35-5	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村麟三助 中山善右衛門、日置五郎右衛門 吉村七右衛門	西島右衛門殿	一紙	1	虫破損あり 御献御用調達銀600貫目 の内500目、期間5ヶ年
14	35-6	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村麟三助 中山善右衛門、日置五郎右衛門 吉村七右衛門	金田村 利右衛門殿	一紙	1	虫破損あり 御献御用調達銀600貫目 の内1貫目
15	35-7	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村麟三助 中山善右衛門、日置五郎右衛門 吉村七右衛門	中村 数右衛門殿	一紙	1	虫破損あり 御献御用調達銀600貫目 の内1貫目
16	35-8	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村麟三助 中山善右衛門、日置五郎右衛門 吉村七右衛門	別所村 惣右衛門殿	一紙	1	虫破損あり 御献金御用調達銀600貫目 の内2貫目
17	35-9	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村七右衛門 日置五郎右衛門、吉村麟三助	中山善右衛門殿	一紙	1	御献御用調達銀600貫目 の内150貫目、利足月7朱半 〔史料7〕
18	35-10	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村七右衛門 日置五郎右衛門、吉村麟三助	中山善右衛門殿	一紙	1	御献御用調達銀600貫目 の内15貫目
19	35-11	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村麟三助 中山善右衛門、日置五郎右衛門 吉村七右衛門	別所村 藤五郎殿	一紙	1	御献御用調達銀600貫目 の内500目

通番	整理番号	年月日	文書名	作成者・差出人	宛名	形態	員数	備考
20	35-12	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村麟三助 中山善右衛門、日置五郎右衛門 吉村七右衛門	別所村 太郎兵衛殿	一紙	1	御献御用調達銀600貫目 の内1貫500目
21	35-13	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村麟三助 中山善右衛門、日置五郎右衛門 吉村七右衛門	別所村 友右衛門殿	一紙	1	御献御用調達銀600貫目 の内500目
22	35-14	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村麟三助 中山善右衛門、日置五郎右衛門 吉村七右衛門	長曾根村 忠右衛門殿	一紙	1	虫破損あり 御献御用調達銀600貫目 の内1貫目
23	35-15	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村麟三助 中山善右衛門、日置五郎右衛門 吉村七右衛門	別所村 吉右衛門殿	一紙	1	虫破損あり 御献金御用調達銀600貫目 の内2貫目
24	35-16	天保9戊・8	加入銀証文之事	日置新十郎、吉村麟三助 中山善右衛門、日置五郎右衛門 吉村七右衛門	金田村 孫右衛門殿	一紙	1	御献御用調達銀600貫目 の内2貫目
25	35-17	弘化4未・2	一札(調達銀返済并一部残銀之事)	金田村 利右衛門	中山音五郎殿	一紙	1	
26	35-18	天保3辰・12	一札(銀子入用ニ付御領主様江御用立 銀振替借用之事)	別所村 太郎兵衛	中山善右衛門殿	一紙	1	御用立銀：文政7年、2貫目 15年賦、利足年5朱
27	35-19	文政11子・8	一札(御領主様より差継御下ケ有之次 第御引取被下度候)	南田村 幸右衛門 証人 治兵衛、宇三郎 同村庄屋 利兵衛	中山善右衛門殿	一紙	1	〔史料8〕
28	35-20	嘉永5子・12	譲り一札之事 (借用銀譲り渡申候)	譲り主 右川勝三郎	中山善右衛門殿	一紙	1	
29	35-21	嘉永3戊・2	一札 (借用銀之内江譲り渡申候)	金田村 三右衛門	中山善右衛門殿	一紙	1	
30	35-22	天保10亥・12	一札 (借用証文譲り渡申候)	中村 数右衛門	中山善右衛門殿	一紙	1	
31	35-23	天保9戊・12	一札 (借用証文譲り渡申候)	金田村 孫右衛門殿	中山善右衛門殿	一紙	1	虫破損あり
32	35-24	万延2辛酉・2	約定書(借用銀并用場銀手当銀相預り 一札) (奥印仕候処如件)	真田信濃守 大坂出役 原新之丞 原権右衛門 御用場名代 加嶋屋栄次郎 代判 手塚又兵衛 御用場取締方 岡金一郎	中山善右衛門殿	一紙	1	貼付はずれ 虫破損あり
33	35-26	(年号なし)、6.5	(書状) (書状持参岩助様御出坂被下度候)	大坂ヨリ 加嶋屋又兵衛 小橋屋喜兵衛	中山様 岩助様		1	貼付はずれ